

## 提案書記載事項

### 1. 会計監査人の概要

#### (1) 監査法人又は公認会計士（以下、監査法人等）の概要

1	名称、所在地、代表者、品質管理責任者、沿革、監査実績（監査法人グループ等としての実績を含む。）等の項目
2	JAグループにおける監査等の実績
3	監査法人又は職員等に対する公認会計士法に基づく処分の有無について、該当がある場合は対応内容

#### (2) 監査法人等の品質管理体制

1	品質管理に係る以下の事項 ◦ 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項 ◦ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（例えば、監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に関する事項） ◦ 不正リスクへの対応も含めた品質管理に関する適切な方針及び手続に関する事項
2	職業倫理及び独立性に係る以下の事項 ◦ 職業倫理の遵守に関する方針及び手続に関する事項 ◦ 独立性が適切に保持されるための方針及び手続に関する事項 ◦ 独立性に違反した場合の報告及びこれに対する適切な対応に関する方針及び手続に関する事項 ◦ 監査業務における主要な担当者の長期間の関与に係る方針及び手続に関する事項
3	日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果、及び公認会計士・監査審査会による検査結果、また改善勧告事項又は指摘事項がある場合は現況（既に改善済み、若しくは根本的な原因分析に基づく適切な改善計画が策定されている等）

4	<p>監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任に係る以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 監査実施者の採用、教育・訓練及び評価に関する方針及び手続に関する事項（監査業務を実施するための能力、経験及び求められる職業倫理を備えた監査実施者の確保）</li> <li>◦ 監査実施者の選任と構成に関する方針及び手続に関する事項（JA の事業内容等に応じた適切な監査を実施するための能力、経験及び独立性を有するとともに、監査業務に十分な時間を確保できる監査実施者の選任）</li> </ul>
5	<p>業務の実施に係る以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎監査業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 監査業務の実施に関する品質管理の方針及び手続に関する事項（監査に必要な情報及び技法を蓄積し、監査実施者に適時かつ的確に情報を伝達するとともに、適切な指示及び指導を行う体制の整備による、監査業務の品質の合理的な確保）</li> </ul> </li> <li>◎専門的な見解の問い合わせ <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得るための方針及び手続に関する事項</li> </ul> </li> <li>◎監査上の判断の相違 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 監査実施者間又は監査実施の責任者と監査業務に係る審査担当者等との間の判断の相違を解決するために必要な方針及び手続に関する事項</li> </ul> </li> <li>◎監査業務に係る審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 監査業務に係る審査に関する方針及び手続に関する事項</li> </ul> </li> </ul>
6	<p>品質管理システムの監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続に関する事項（日常的監視及び監査業務の定期的な検証を含む）</li> <li>◦ 品質管理のシステムによって発見された不備、及びこれに対応する改善すべき事項に対応する手続に関する事項</li> <li>◦ 監査法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続に関する事項（監査業務に係る監査実施者の不適切な行為、判断並びに意見表明、関連する法令に対する違反及び監査法人の定める品質管理のシステムへの抵触等）</li> </ul>
7	<p>セキュリティ・ポリシー及び情報セキュリティ対策基準等に関する事項</p>

※ パンフレット等に記載されている事項は、提案書に記載していただくなくても結構です。

## 2 監査報酬見積額

### (1) 監査報酬見積額の算定

1	監査報酬見積額の算定根拠
2	監査日程等に当初見積りから大幅な変更が生じたときの対応方針